



2026年8月26日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 タ ウ ン ズ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 野 中 雅 貴
(コード番号： 197A 東証スタンダード市場)
問 い 合 せ 先 取 締 役 C F O 内 山 義 雄
TEL. 055-953-9590

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2026年9月開催予定の第11期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

1. 変更の理由

(1) 当社事業の多様化に対応するため、事業の目的事項を追加するものであります。

(2) 監査・監督機能の強化及び意思決定の迅速化を実現するため、監査等委員会設置会社に移行することといたしたく、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

(3) 上記条文の新設、変更及び削除に伴う条数の変更、字句の修正その他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2026年9月25日 (金) (予定)

定款変更の効力発生日 2026年9月25日 (金) (予定)

以 上

別紙

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条 (条文省略)	第 1 条 (現行どおり)
(目 的)	(目 的)
第 2 条	第2条
(1)株式・社債等、有価証券への投資、保有及び運用	(削除)
(2)医薬品、体外診断用医薬品、化粧品、化学薬品、工業薬品、農薬、動物用医薬品、医薬部外品及び毒物、劇物の開発、製造販売、製造及び販売並びに輸出入	(1)医薬品、体外診断用医薬品、化粧品、化学薬品、工業薬品、農薬、動物用医薬品、医薬部外品及び毒物、劇物の開発、製造販売、製造及び販売並びに輸出入
(3)医療用理化学測定機器、工業用測定機器、医療機器、動物用医療機器、衛生材料、計量器、酒、飼料、染料顔料の開発、製造販売、製造及び販売並びに輸出入	(2)医療用理化学測定機器、工業用測定機器、医療機器、動物用医療機器、衛生材料、計量器、酒、飼料、染料顔料の開発、製造販売、製造及び販売並びに輸出入
(4)医療施設の設計並びにこれに附帯する設備機器の設計指導及び開発、製造、販売並びに輸出入	(3)医療施設の設計並びにこれに附帯する設備機器の設計指導及び開発、製造、販売並びに輸出入
(5)医療用実験動物及びペット動物の販売並びに仲介	(4)医療用実験動物及びペット動物の販売並びに仲介
(6)臨床検査業務、動物の健康検査業務及び食品の衛生検査業務の受託	(5)臨床検査業務、動物の健康検査業務及び食品の衛生検査業務の受託
(7)日用雑貨品、家庭用雑貨品の開発、製造及び販売並びに輸出入	(6)日用雑貨品、家庭用雑貨品の開発、製造及び販売並びに輸出入
(8)食品、加工食品の開発、製造及び販売並びに輸出入	(7)食品、加工食品の開発、製造及び販売並びに輸出入
(新設)	(8)医療及び健康に関する情報の管理、処理及び提供
(新設)	(9)情報処理サービス並びにコンピューターのハードウェア及びソフトウェアの開発、販売、保守
(新設)	(10)人工知能に関するプログラムの開発及び販売
(新設)	(11)前各号に関するコンサルティング業務
(9)前各号に附帯関連する一切の事業	(12)株式・社債等、有価証券への投資、保有及び運用
	(13)前各号に附帯関連する一切の事業
第 3 条 (条文省略)	第 3 条 (現行どおり)
(機 関)	(機 関)
第 4 条	第 4 条
当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) <u>監査役</u>	(2) <u>監査等委員会</u>
(3) <u>監査役会</u>	(削除)
(4) 会計監査人	(3) 会計監査人
第 5 条 (条文省略)	第 5 条 (現行どおり)

第2章 株 式 第6条～第11条 （条文省略） 第3章 株主総会 第12条～第18条 （条文省略） 第4章 取締役及び取締役会 （取締役の員数） 第19条 当会社の取締役は、<u>9</u>名以内とする。 （新設） （取締役の選任方法） 第20条 1 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3 取締役の選任は、累積投票によらない。 （取締役の任期） 第21条 1 取締役の任期は、<u>その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> （新設） 2 <u>増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> （新設） （代表取締役及び役付取締役）	第2章 株 式 第6条～第11条 （現行どおり） 第3章 株主総会 第12条～第18条 （現行どおり） 第4章 取締役及び取締役会 （取締役の員数） 第19条 1 当会社の取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）は、<u>4</u>名以内とする。 2 <u>当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u> （取締役の選任方法） 第20条 1 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u> 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3 取締役の選任は、累積投票によらない。 （取締役の任期） 第21条 1 取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期は、選任後<u>1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> 4 <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u> （代表取締役及び役付取締役）
---	---

第22条

1 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を定める。

第23条 （条文省略）

（取締役会の招集通知）

第24条

1 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第25条～第26条 （条文省略）

（新設）

（取締役会の議事録）

第27条

取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

第28条 （条文省略）

（取締役の報酬等）

第29条

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第30条 （条文省略）

第22条

1 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長 1 名を定める。

第23条 （現行どおり）

（取締役会の招集通知）

第24条

1 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第25条～第26条 （現行どおり）

（重要な業務執行の決定の委任）

第27条

当会社は、会社法第399条の13条第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

（取締役会の議事録）

第28条

取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

第29条 （現行どおり）

（取締役の報酬等）

第30条

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第31条 （現行どおり）

<u>第 5 章 監査役及び監査役会</u>	(削除)
<u>(監査役の員数)</u> <u>第31条</u> <u>当会社の監査役は、4名以内とする。</u>	(削除)
<u>(監査役の選任方法)</u> <u>第32条</u> <u>1 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> <u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	(削除)
<u>(監査役の任期)</u> <u>第33条</u> <u>1 監査役の任期は、その選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>	(削除)
<u>(常勤の監査役)</u> <u>第34条</u> <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u>	(削除)
<u>(監査役会の招集通知)</u> <u>第35条</u> <u>1 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。</u>	(削除)
<u>(監査役会の決議方法)</u> <u>第36条</u> <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u>	(削除)
<u>(監査役会の議事録)</u> <u>第37条</u>	(削除)

監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査役会規程)

(削除)

第38条

監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

(削除)

第39条

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

(削除)

第40条

1 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(新設)

第5章 監査等委員会

(新設)

(監査等委員会の招集通知)

第32条

1 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開くことができる。

(新設)

(監査等委員会の決議方法)

第33条

監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(新設)

(監査等委員会の議事録)

	<u>第34条</u> <u>監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</u>
(新設)	<u>(監査等委員会規程)</u>
	<u>第35条</u> <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>
第 6 章 会計監査人	第 6 章 会計監査人
第 <u>41</u> 条～第 <u>42</u> 条 (条文省略)	第 <u>36</u> 条～第 <u>37</u> 条 (現行どおり)
(報酬等)	(報酬等)
第 <u>43</u> 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査役会</u> の同意を得て定める。	第 <u>38</u> 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査等委員会</u> の同意を得て定める。
第 7 章 計 算	第 7 章 計 算
第 <u>44</u> 条～第 <u>47</u> 条 (条文省略)	第 <u>39</u> 条～第 <u>42</u> 条 (現行どおり)
(新設)	<u>附則</u>
(新設)	<u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> <u>1 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>2 本附則は、2036年9月25日をもって削除する。</u>